

—— 防衛に関する諸問題 ——

1 我が国の防衛政策

○防衛庁の発足

- ・朝鮮戦争 (S25年6月～28年7月) → 警察予備隊の発足 (S25年8月)
- ・サンフランシスコ平和条約 (S26年9月) → 独立国として主権を回復
- ・防衛庁発足 (S29年7月1日) → 戦後10年、ゼロからの出発

○我が国の防衛政策

- ・専守防衛 (受動的防衛戦略)
- ・軍事大国とならない (自衛のための必要最小限の防衛力)
- ・文民統制の確保 (軍事力に対する政治統制)
- ・非核三原則 (核を持たず、作らず、持ち込まず)
- ・節度ある防衛力の整備 (ゼロからの出発、計画的な防衛力整備、GNP1%)
- ・海外派兵の禁止 (武力行使の目的で武装した部隊を他国派遣の禁止)
- ・宇宙の平和利用 (宇宙の開発及び目的で利用は「平和的利用」に限る)
- ・武器輸出三原則 (平和国家の理念に鑑み、武器の輸出を慎むこと)

○環境変化

- ・自衛隊の任務・役割の拡大・多様化
- ・国民の防衛意識も変化
- ・政治の場では、憲法論議が活発に (9条の改正)

2 自衛隊の任務・役割の拡大・多様化

○冷戦終結後の動き

- ・冷戦終結後、自衛隊が海外へ派遣される機会は急速に増加 (H4カンボディア～)
- ・法の制定・改正による任務の拡大は、ほぼ毎年行われる状況。(H4PKO法～)
- ・→約50の措置 (法律制定等31、条約の締結7、閣議決定7)
- ・→約20の国際活動 (PKO、インド洋派遣、イラク復興支援、パキスタン緊急援助等)
- ・→増加する国内活動 (年約800件の災害派遣、2度の海上警備行動等)

○最近の主要事象と対処措置

- H2年 イラク軍のクウェート侵攻 → PKO法成立と国際緊急援助隊法の改正
- H7年 阪神・淡路大震災 → 災害時の各種の権限追加
- H9年 カンボディアでの暴動 → 在外邦人輸送任務の自衛隊法の改正
日米防衛協力の指針 → 周辺事態法 船舶検査活動法成立
- H10年 北朝鮮デポドン発射 → 情報収集衛星の打ち上げ BMD導入決定

- H11 年 能登半島沖不審船 →海保との共同対処マニュアル 海警行動法改正
H13 年 9・11 テロ →テロ対策特措法の成立
(有事法制整備の機運の高まり)
H14 年 武力攻撃事態対処関連 3 法の成立 (翌年 同関連 7 法の成立)
H15 年 イラク戦争 →イラク人道復興支援特措法の成立

3 安全保障環境

(1) 新たな脅威への対応が課題

- ・ 国際テロ活動 (いつ、どこで、どのように発生するか予測困難)
→2004 年 1 月以降 死者 1100 名以上 ロンドン・パリ等
- ・ 弾道ミサイルの拡散 (これまでに有効な防御手段がなく、装備化も比較的容易)
→2004 年 46 カ国 旧ソ連、北朝鮮、中国から拡散
- ・ 大量破壊兵器の拡散 (核兵器保有 5 カ国から拡大)
→ インド、パキスタン、北朝鮮等
- ・ 安全保障問題のグローバル化 (テロ対処や復興支援など 1 国のみでの対応困難)
→イラクでは、日本を含む 27 カ国、約 16 万人が活動

(2) 我が国周辺の情勢

- ・ ロシア (極東の兵力は大幅削減。訓練などの活動は一部復調の兆し)
- ・ 北朝鮮 (大量破壊兵器、弾道ミサイル、特殊部隊等の維持・強化)
- ・ 中国 (軍の近代化の推進・軍事費の増強。海洋への進出)

* 国防費：17 年連続で毎年 10%以上の伸び、米国に次いで世界 2 位と推測

(3) 米国の状況

- ・ 国家安全保障戦略 (2002. 9. 20)
 - ・ 国際テロリズム、地域紛争、大量破壊兵器への対応を重視
 - 中東から北東アジアに伸びる「不安定の弧」
 - 米軍の基地や中継施設の密度が他の重要な地域に比べて低い
- ・ トランスマネーションの推進
 - 9. 11 テロを契機に米国の安全保障環境認識は変化
 - 米本土を守る必要、世界的な規模での国際協力の重要性
 - 国土の安全確保と対応の一元化 (国土安全保障省の設置)
 - 情報機能の強化・組織の見直し (国家情報長官の創設)
 - 全世界の米軍の軍事態勢の見直し (独・韓・日の米軍再配置)
- ・ テロ対策の強化
 - 国境警備職員 2000 人増、出入国税関職員 800 人増

○我が国の状況

- ・食糧・エネルギー自給率が低い（我が国の平和と繁栄は世界の平和と安定が前提）
→食糧自給率 40% エネルギー自給率 20% 原油中等依存度 86%
- ・原油の中東依存度が高い（シーレーンの安全確保が重要）→約 99%が海上輸送
- ・南北に長い国土（広い経済水域、多くの島嶼と長い海岸線、自然災害）
→国土面積世界 60 位 経済水域等の面積 6 位 地震回数 世界の 23%

4 防衛力の役割

○軍事力の役割の多様化

- 価値：・一国の利益 → 地域や国際社会共通の価値
- 任務：・国の防衛 → 域内の秩序維持・世界的規模での協調
- 手段：・存在による抑止 → 平和・安定のための積極的な使用

○新防衛大綱（H16. 12.10）

役割：

- ・新たな脅威や多様な事態への実効的な対応
 - ・本格的な侵略事態への備え
 - ・国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取り組み
- ポイント：・自衛隊と外交、地方、警察機関との連携等「国の統合的な対応」重視
- ・「多機能で弾力的な実効性」のある防衛力
 - ・弾道ミサイル対処、島嶼侵攻対処、国際平和協力活動を重視
 - ・陸自定員 16 万→15.5 万（常備自衛官 14.5 万→14.8 万）
 - ・戦車 900→600 両 護衛艦約 50→47 隻 作戦用航空機 400→350 機

○緊急事態対処

- ・テロや武装工作船の侵入等の緊急事態に際しては、第一義的には警察や海上保安庁が対応。ただし、一般の警察力で治安を維持できない場合に備えて、自衛隊も、できるかぎり早い段階から対応することが必要。

① 自衛隊と警察との連携

- 治安出動の際の協定の改正と指針の策定（H12 年協定改正、H16 年指針策定）
- 自衛隊と警察との共同図上訓練の実施（47 都道府県）実動訓練（北海道）

② 自衛隊と海上保安庁との連携強化

- 不審船に係る共同対処マニュアルの策定（平成 11 年策定）
- 自衛隊と海保との共同訓練（不審船対処訓練 13 回、通信訓練年間 200 回以上）

③ 自衛隊と地方公共団体との連携強化

- 都道府県主催の統合防災訓練への自衛隊の参加（全都道府県で実施）
- 地方公共団体防災関連部門への自衛官の勤務（全国 34 都道府県 22 市に